

答申第 2 6 2 号（諮問第 2 6 9 号）

「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

本件公文書につき、その一部を非開示とした決定については妥当であるが、群馬県警察本部長が追加して特定するとしている公文書については、改めて開示等の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年2月27日付けで、「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書及び移転先予定地の利用に関する契約書」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求のうち「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書」に係る公文書を別表1（あ）欄の文書1ないし3（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年4月25日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表1（う）欄に係る公文書の一部を開示しない理由を別表1（え）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として令和5年7月21日付けで別表1（い）欄の通番2、4、8及び11の部分の開示を求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和5年12月10日に、本件審査請求に係る反論書を諮問庁に提出した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和6年2月6日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

第3 争点

本件処分で非開示とされた別表1（い）欄の通番2、4、8及び11の部分が、条例第14条第2号、第5号又は第6号ロに該当するか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

公文書部分開示決定で開示しないこととした別表1（い）欄の通番2、4、8及び11の部分を開示せよとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね以下のとおりである。

ア 本件請求の理由について

かねてより請求人は、「倉賀野駅北土地区画事業第〇〇街区保留地番号〇の保留地（以下「本件保留地」という。）」を買い取りたい旨、市に申し出ており、高崎市土地区画整理事業保留地処分規程に基づき公募抽選方式により販売されると考え、応募の機会を待っていた。ところが令和5年1月16日、本件保留地は翌17日付けで特定の個人に売却されることを知った。

その後、市へ本件保留地が公募抽選方式でなく随意契約により売却されることになった経緯の説明を求めたところ、本件保留地の買主は交番新築予定地（以下「本件移転予定地」という。）の土地所有者（以下「本件土地所有者」という。）であることが分かった。本件土地所有者は本件保留地の契約を市へ要望し、市は同保留地処分規程に基づき随意契約をしたようである。本件保留地を随意契約の方法で売却したことは、同保留地処分規程第3条及び地方自治法施行令167条の2第1項に違反し違法である。

本件土地所有者は倉賀野交番移転計画に係る県警や市との協議にも同席しているようであるが、仮に本件移転予定地の貸与を受ける代わりに、本件保留地の契約を本件土地所有者と締結するということであれば、自己利欲的な意向・要望であり不当である。請求人はこの疑問を解消するために、本件請求を行った。

イ 警部補以下の職にある職員の氏名及び印影、土地所有者（地主、地権者）

の人定事項（住所、氏名、生年月日及び年齢）について

処分庁は「当該移転候補地を公表しておらず、開示請求当時は土地利用等の契約も未だ締結していない状態であった」と主張するが、本件請求時点で、交番用地賃貸借契約書の記名捺印以外は、全て調整済みであったと考える。また当然に県警と本件土地所有者との交渉も全て完了済みであり、本件請求時点で「交渉中」とする主張は誤りであり詭弁である。

なお、当該部分が条例第14条第2号に該当するとして非開示とされたことについての反論はない。

ウ 移転候補地に関する情報（地番、敷地条件、立地条件、居住環境、面積、確認結果等）について

（ア）条例第14条第5号該当性

処分庁は「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがある」として、当該情報を非開示としている。

交番の移転に関し、県警及び市で意思統一を図るための協議や打ち合わせは、日常茶飯的に行われる一般的業務である。「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とする旨の主張は現実的でなく、おそれが生じる蓋然性もないため不当である。

また「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にする場合をいうのである。本件公文書の内容は本件請求時点ですでに確定しており、未熟な情報等が記載された行政文書ではない。意思決定前であるというだけで一律に全てを非開示とすることは、県がその諸活動を全うするという観点から適当でなく、そもそも未成熟な情報ではないので不当である。

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したものである。本件移転予定地の移転は確定しているものであり、投機対象にはならない。本件移転予定地を先行取得しようとする者はなく、本件土地所有者も売却する動機も実益もないと考えられるため、処分庁の主張は、具体性も現実性もなく不当である。

（イ）条例第14条第6号ロ該当性

処分庁は、交番移転に対して反発や反感を抱いている者からの契約締結の妨害を目的とした圧力や干渉等により、契約の円滑な締結が困難になるおそれがあるため「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、当事者の地位を不当に害するおそれがある」として、当該情報を非開示としている。

しかし条例には、処分庁が述べる「契約締結の妨害を目的とした圧力や干渉等により、契約の円滑な締結が困難になるおそれ」について一切規定されていない。このようなおそれを非開示情報の根拠とする見解は、到底納得できず、根拠も理由もなく、しかも創作したおそれに基づくものであるため不当である。

また「交番移転に対して反発や反感を抱いている者」とは具体的にどのような者か。当該情報を公にした場合、本件土地所有者に圧力や干渉等が行われる蓋然性は高いのか。抽象的で具体性がなく説明不足である。交番新築は、周辺住民や駅利用者にとって、盗難・犯罪の抑止や治安向上に資するだけでなく、児童の登下校時の見守りにも貢献すると考える。また立地場所は機動性・回遊性が高いことから、事故・犯罪発生現場への到着時間の大幅な短縮が期待できる。よって、交番新築は、その移転に対して反発、反感を持たれる施設ではない。

エ 土地所有者や市役所職員との協議内容及び協議結果について

(ア) 土地所有者の要望等に関する発言内容

処分庁は当該情報について「個人に関する情報であり、また公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある」と主張している。

しかし本件土地所有者の要望等に関する発言内容は、個人識別情報ではなく、個人情報にも該当しない。当該情報は条例第14条第5号で規定する「審議検討情報」である。よって条例第14条第5号を同条第2号と履き違えており、不当である。

(イ) 協議内容等

処分庁は当該情報について条例第14条第5号で規定する非開示情報に該当すると主張している。

「交番移転に対して反発や反感を抱いている者」とは、具体的にどのような者なのか。「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が認められる情報とは何なのか。それ程に衝撃的な情報なのか。意味不明であり説得力がない。また条例第14条第5号で規定される審議検討情報は原則開示である。よって処分庁の主張するおそれは荒唐無稽であり、又生じる蓋然性もないため不当である。

(ウ) 協議における発言内容等

処分庁は当該情報について条例第14条第6号で規定する非開示情報に該当すると主張している。

しかし前記ウ（イ）で述べたように「契約の円滑な締結が困難になるおそれ」はないと考える。

また「契約、交渉又は争訟」に係る当事者は県警と本件土地所有者であることから、契約の相手方でもない本件土地所有者以外の者に対しても、

協議における発言内容等を非開示にする旨の主張は誤りであり不当である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（１）交番の移転に係る事務の流れについて

建物の老朽化や人口の増減等の理由により、一般的にはまず管轄署から交番を移転したい旨の話があり、本部で必要性についての検討が行われる。検討の結果、移転する旨の決定がされた場合、管轄署にて移転先候補地の探索を行う。そして移転先候補地が見つかり次第、本部の関係各課による現地確認を経て、最終的に適地として決定されることになる。

（２）公文書の特定について

「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書及び移転先予定地の利用に関する契約書」という開示請求のうち、「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書」について、文書１ないし３の３件の文書を特定した。

文書１は、令和３年４月２日に、実施機関の職員が、倉賀野町交番の移転候補地を確認した結果を記載したものであり、候補地の場所、実施した職員の氏名や候補地の立地条件等の確認結果及び候補地に移転した場合の業務への影響についての検討結果が記載されているものである。

文書２は、令和３年４月１３日に高崎警察署において、実施機関の職員及び高崎市の職員の間で協議した結果を記載したものであり、協議に参加した者の氏名や地主の意向を踏まえた協議内容等が記載されているものである。

文書３は、令和３年７月５日に高崎市役所において、実施機関の職員、高崎市の職員、本件土地所有者の間で協議した結果を記載したものであり、協議に参加した者の氏名や協議内容等が記載されているものである。

なお、本件審査請求を受けて改めて請求内容に係る公文書を検索したところ、対象公文書とした３件の他にも公文書が存在することが判明した。これらについては、新たに対象公文書として特定し、現在の判断基準において開示することとしたい。

（３）公文書を開示しない理由について

ア 警部補以下の職にある職員の氏名及び印影

文書１ないし３の決裁欄には、警部補以下の職にある職員の印影があり、文書１の「３ 実施者」には、警部補以下の職にある職員の氏名が記載されている。

実施機関では、群馬県情報公開条例施行規程（平成１６年群馬県警察本部告示第１号）第３条において「条例第１４条第２号ハの実施機関が定め

る職は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員をもって充てる職とする。」と規定している。よって、警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の印影及び氏名は、条例第14条第2号に該当すると判断した。

イ 土地所有者（地主、地権者）の人定事項（住所、氏名、生年月日及び年齢）
文書2の「2 地主」及び文書3の「3 出席者」には、交番移転候補地の土地所有者の人定事項が記載されている。

（ア）条例第14条第2号該当性

当該情報は、条例第14条第2号で規定する個人に関する情報であり、また同号ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

（イ）条例第14条第5号該当性

実施機関では、倉賀野町交番の移転について、当該移転候補地を公表しておらず、開示請求当時は土地利用等の契約も未だ締結していない状態であった。よって、交番の移転に関して交渉中の相手である当該土地所有者の人定事項を公にした場合、同人が、交番移転に対して反発や反感を抱いている者から圧力や干渉等を受けて、発言を抑制してしまい、交番の移転先の協議に関して率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれが認められる。したがって、交渉中の相手である土地所有者の人定事項については、条例第14条第5号にも該当すると判断した。

（ウ）条例第14条第6号ロ該当性

当該情報を公にすることは、交番移転に対して反発や反感を抱いている者からの契約締結の妨害を目的とした圧力や干渉等により、契約の円滑な締結が困難になるおそれも認められる。よって、土地所有者の人定事項については、条例第14条第6号ロにも該当すると判断した。

ウ 移転候補地に関する情報（地番、敷地条件、立地条件、居住環境、面積、確認結果等）

文書1の「冒頭の概要説明」、「2 場所」、「4 確認結果」及び文書2の「3 候補地」には、移転候補地の地番、敷地条件、立地条件、居住環境、面積や確認結果等が記載されている。

（ア）条例第14条第5号該当性

当該情報は、契約締結前の移転候補地を特定できる又は特定できる可能性があるものであり、公にすることにより、当該土地への交番移転に対して反発や反感を抱いている者からの圧力や干渉等により、土地所有者が発言を抑制してしまい「率直な意見の交換惜しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」や未確定な情報により県民の誤解や憶測を招き、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」、投機を助長するなどして、

「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」が認められる情報である。よって、条例第14条第5号に該当すると判断した。

(イ) 条例第14条第6号ロ該当性

移転候補地を特定できる又は特定できる可能性がある情報を公にすることは、当該土地への交番移転に対して反発や反感を抱いている者からの契約締結の妨害を目的とした圧力や干渉等が行われ、契約の円滑な締結が困難になるなど、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれ」が認められる情報である。よって、条例第14条第6号ロにも該当すると判断した。

エ 土地所有者や市役所職員との協議内容及び協議結果

文書2の「5 内容」及び文書3の「4 協議結果」には、実施機関の職員が、交番の移転に関して、移転候補地の土地所有者や高崎市の職員と協議した内容として、土地所有者の要望や予定等に関する発言内容や、それに対する返答等が記載されている。

(ア) 条例第14条第2号該当性

土地所有者の要望等に関する発言内容については、同人の個人に関する情報であり、また、公にすることにより、同人の権利利益を害するおそれがある情報である。よって、条例第14条第2号に該当すると判断した。

(イ) 条例第14条第5号該当性

協議内容等については、それを公にした場合、交番移転に対して反発や反感を抱いている者からの圧力や干渉等により、協議の参加者が発言を抑制してしまうなど、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が認められる情報である。よって、条例第14条第5号にも該当すると判断した。

(ウ) 条例第14条第6号ロ該当性

協議における発言内容等については、それを公にすることにより、交番移転に対して反発や反感を抱いている者から、契約締結の妨害を目的とした働きかけ等が行われ、契約の円滑な締結が困難になるなど、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれ」が認められる情報である。よって、条例第14条第6号ロにも該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書及び移転先予定地の利用に関する契約書」である。実施機関

は、本件請求のうち「倉賀野町交番の移転先予定地を決定した経緯・理由が分かる文書」に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その一部を条例第14条第2号、第5号又は第6号ロに該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、別表1（い）欄の通番2、4、8及び11に示した部分の開示を求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例の定めについて

（1）個人に関する情報について

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。

そして、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず非開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報をただし書イないしハで本号の非開示情報から除くこととしている。

（2）審議検討情報

条例第14条第5号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。

（3）事務事業情報

条例第14条第6号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として定めている。

また、同号ロでは、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれを非開示情報として定めている。県の機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入

札予定価格等を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれや、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

3 本件公文書の特定について

本件請求に係る公文書について、実施機関の説明によれば、本件公文書のほか、文書1以前に作成された本件移転予定地の適否に係る文書及び文書3以降に作成された移転に係る概要文書が存在するとのことである。これを受け当審査会が実施機関に内容の確認を行ったところ、別表2記載の文書4ないし11の存在がそれぞれ確認された。この点について、実施機関は公文書の管理方法に問題があったことから、公文書の検索に漏れが生じてしまった旨の説明をしており、特定が漏れた文書4ないし11については、新たに本件請求に係る公文書として特定し、改めて開示決定等を行うとしている。

したがって、本件請求に係る公文書の特定に誤りがあったことは明らかであるから、実施機関は、本件請求に係る公文書として文書4ないし11を改めて特定し、開示、非開示の決定を行うべきである。

4 非開示情報該当性について

本件処分において、別表1（い）欄の通番2、4、8及び11の部分が条例第14条第2号、第5号又は第6号ロに該当するとして非開示とされていることから、以下、各非開示部分における同条各号の該当性について検討する。

（1）通番2及び4について

ア 当該部分には、本件移転予定地の面積、形状、接道状況、周辺環境、交通の利便性や確認結果等が記載され、これらは本件移転予定地を特定できる情報であると認められる。

交番の移転に際しては、近傍に移転することにより治安の向上を期待できるとして、その実現を要望する立場と、近傍に移転することにより犯罪に巻き込まれる危険性が増すとの立場や緊急車両の騒音等を懸念する立場など、相反する立場からの様々な要望が想定されるところである。

このため、契約前において本件移転予定地を特定できる情報を公にすることにより様々な要望が寄せられ、移転候補地の選定や交渉に係る適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第14条第6号本文に該当し、非開示としたことは妥当である。

イ 当該部分のうち「4 確認結果（2）立地条件」の上から9行目ないし13行目にかけては、近隣する地域における今後の交番の設置に関する意見

が記載されている。当該意見は実施機関の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、今後の交番の設置に関する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるため、条例第14条第5号に該当し、非開示としたことは妥当である。

(2) 通番8及び11について

当該部分には、実施機関の職員が交番の移転に関して、本件土地所有者や高崎市の職員と協議した内容として、土地所有者の要望や予定等に関する発言、それに対する実施機関の返答等が記載されている。

当該情報は個人に関する情報であるが、それ単独では特定の個人を識別することはできない情報である。しかし、相当な確度において賃貸借契約が結ばれる可能性があり、契約後においては本件移転予定地の地番は慣行として公表され、登記情報と照合することにより本件土地所有者を特定できる本件に特有の事情を考慮すれば、本件土地所有者の発言に関する情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができるものであることから、条例第14条第2号本文前段に該当すると認められる。同号ただし書への該当について検討すると、ただし書イないしハに該当する事情もない。

したがって、本件土地所有者の要望に関する情報は、条例第14条第2号に該当し、非開示としたことは妥当である。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件は、実施機関において開示請求の内容や本件の経緯等について十分に検討を行い、適切に本件請求に係る文書の探索を行っていれば、本件処分時において、文書4ないし11の存在を確認できたはずである。

実施機関においては、今後、開示決定等の対象となる文書の特定に当たって、十分に確認を行うことが望まれる。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 6 日	諮問
令和 7 年 5 月 2 6 日 (第 1 0 4 回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 7 年 6 月 1 6 日 (第 1 0 5 回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 7 年 8 月 2 8 日 (第 1 0 6 回 第二部会)	審議
令和 7 年 1 0 月 1 4 日 (第 1 0 7 回 第二部会)	審議
令和 8 年 9 月 1 4 日	答申

別表 1

(あ) 特定した公文書	(い) 通番	(う) 開示しない部分	(え) 開示しない理由
文書 1 高崎警察署倉賀野町 交番移転候補地の確 認結果について	1	警部補以下の職 にある職員の氏 名・印影	○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 2 号 公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認 めて実施機関が定める職にある職員の氏名であるため
	2	冒頭の概要説明	○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 5 号 実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすること により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ るおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当 に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため ○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 6 号ロ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の 当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため
	3	「2 場所」の 移転候補地の地 番等	
	4	「4 確認結 果」の記載事項 (項目名を除 く。)	
文書 2 倉賀野町交番協議	5	警部補以下の職 にある職員の印 影	○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 2 号 公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認 めて実施機関が定める職にある職員の氏名であるため
	6	「2 地主」の 土地所有者の住 所、氏名、生年 月日及び年齢	○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 2 号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を 含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ り、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるため ○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 5 号 実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすること により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ るおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当 に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため ○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 6 号ロ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の 当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため
	7	「3 候補地」 の地番等	○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 5 号 実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすること により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ るおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当 に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため ○群馬県情報公開条例第 1 4 条第 6 号ロ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の 当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため

	8	「5 内容」の記載事項の一部	○群馬県情報公開条例第14条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるため ○群馬県情報公開条例第14条第5号 実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため ○群馬県情報公開条例第14条第6号ロ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため
文書3 倉賀野町交番新築移転に伴う地権者等との打合せについて	9	警部補以下の職にある職員の印影	○群馬県情報公開条例第14条第2号 公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めて実施機関が定める職にある職員の氏名であるため
	10	「3 出席者」の地権者の氏名、住所及び年齢	○群馬県情報公開条例第14条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報を含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報であるため ○群馬県情報公開条例第14条第5号 実施機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため
	11	「4 協議結果」の記載事項の一部	○群馬県情報公開条例第14条第6号ロ 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため

別表 2

文書 4 令和 3 年 1 月 2 2 日付け「高崎警察署倉賀野町交番移転候補地に関する市役所との協議について」
文書 5 令和 3 年 4 月 6 日付け「倉賀野交番協議」
文書 6 令和 3 年 4 月 9 日付け「倉賀野交番協議」
文書 7 令和 3 年 5 月 1 8 日付け「倉賀野交番協議」
文書 8 令和 3 年 7 月 5 日付け「通話用紙」
文書 9 令和 3 年 1 1 月 1 6 日付け「通話用紙」
文書 1 0 令和 4 年 4 月 1 4 日付け「倉賀野町交番の移転について（地域課収受）」
文書 1 1 令和 4 年 4 月 1 4 日付け「倉賀野町交番の移転について（高崎警察署会計課収受）」